

【本人請求の場合】

個人情報開示請求の際に必要な本人確認のための書類について

本人であることを確認するため、次の書類が必要です。

1 請求書を持参して請求する場合

請求書とあわせて、次の(1)か(2)のどちらかを提示してください。

(※記載されている氏名及び住所又は居所が、開示請求書に記載の氏名及び住所又は居所と同一であるものに限りします。)

(1) 次のうちから1種類

公の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書で氏名・住所・写真付きのもの

例 運転免許証 パスポート 在留カード 船員手帳 小型船舶操縦免許証
身体障害者手帳 各種資格の免状など

(2) 次のうちから2種類

健康保険証・国民健康保険証などの被保険者証 国民年金・厚生年金の手帳か年金証書
会社の社員証など(写真付き) 児童扶養手当などの証書 など

(※上記の書類から2種類の提示が難しい場合は事前にお問い合わせください。)

2 請求書を郵送して請求する場合

上記1の(1)又は(2)の書類の中から、2種類の写しを同封してください。

(郵送先)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 ○○課

※ 分からないことがありましたら、次の部署にお問い合わせください。

- ・請求する公文書の担当課 代表電話099-224-1111
- ・市政情報コーナー 電話099-216-1129
- ・総務部総務課 電話099-216-1126

【代理人（個人）による請求の場合】

個人情報開示請求の際に必要な本人確認のための書類について

※代理人による請求は原則法定代理人に限ります。保有特定個人情報（いわゆるマイナンバーが含まれた個人情報）については、任意代理人による請求も可能です。

1 請求書を持参して請求する場合

請求書とあわせて、次の(1)から(3)までの書類を提示してください。

【法定代理人の場合】

(1) 代理人自身の証明書

次のアかイのどちらか

(※記載されている氏名及び住所又は居所が、開示請求書に記載の氏名及び住所又は居所と同一であるものに限ります。)

ア 次のうちから1種類

公の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書で氏名・住所・写真付きのもの

例 運転免許証 パスポート 在留カード 船員手帳 小型船舶操縦免許証
身体障害者手帳 各種資格の免状など

イ 次のうちから2種類

健康保険証・国民健康保険証などの被保険者証 国民年金・厚生年金の手帳か年金
証書 会社の社員証など(写真付き) 児童扶養手当などの証書 など

(※上記の書類から2種類の提示が難しい場合は事前にお問い合わせください。)

(2) 代理人であることの証明書（1種類）

ア 親権者・未成年後見人の場合

戸籍謄本 戸籍抄本 家庭裁判所の証明書

イ 成年後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条の登記事項証明書 家庭裁判所の証明書

【任意代理人の場合】

(1) 代理人自身の証明書

法定代理人の場合と同じ

(2) 代理人であることの証明書

委任状

(3) 本人の証明書

次のアかイのどちらか

(※記載されている氏名及び住所又は居所が、開示請求書に記載の本人の氏名及び住所又は居所と同一であるものに限ります。)

ア 次のうちから1種類

公の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書で氏名・住所・写真付きのもの

例 運転免許証 パスポート 在留カード 船員手帳 小型船舶操縦免許証
身体障害者手帳 各種資格の免状など

イ 次のうちから2種類

健康保険証・国民健康保険証などの被保険者証 国民年金・厚生年金の手帳か年金証書 会社の社員証など(写真付き) 児童扶養手当などの証書 など

(※上記の書類から2種類の提示が難しい場合は事前にお問い合わせください。)

2 請求書を郵送して請求する場合

【法定代理人の場合】

上記1の(1)の書類(ア又はイの書類の中から2種類)及び(2)の書類(いずれも写し)を同封してください。

【任意代理人の場合】

上記1の(1)の書類(ア又はイの書類の中から2種類)、(2)の書類及び(3)の書類((1)及び(3)は写し)を同封してください。

(郵送先)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 ○○課

※ 分からないことがありましたら、次の部署にお問い合わせください。

- ・請求する公文書の担当課 代表電話099-224-1111
- ・市政情報コーナー 電話099-216-1129
- ・総務部総務課 電話099-216-1126

【代理人（法人）による請求の場合】

個人情報開示請求の際に必要な本人確認のための書類について

※代理人による請求は原則法定代理人に限ります。保有特定個人情報（いわゆるマイナンバーが含まれた個人情報）については、任意代理人による請求も可能です。

1 請求書を持参して請求する場合

請求書（法人の代表社印の押印が必要）とあわせて、次の(1)から(3)までの書類を提示してください。

【法定代理人の場合】

(1) 代理人である法人自体の証明書

名称・本店か主たる事務所の所在地の記載のある、次に掲げる書類（1種類）

（※記載されている名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が、開示請求書に記載の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名と同一であるものに限り。）

ア 代表者印の印鑑登録証明書

イ 法人設立の登記簿の謄本又は抄本

ウ 法令に基づき官公庁から送付を受けた許可書、認可書、承認書など

(2) 代理人であることの証明書

後見登記等に関する法律第10条の登記事項証明書

【任意代理人の場合】

(1) 代理人である法人自体の証明書

名称・本店か主たる事務所の所在地の記載のある、次に掲げる書類（1種類）

（※記載されている名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が、開示請求書に記載の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名と同一であるものに限り。）

ア 代表者印の印鑑登録証明書

イ 法人設立の登記簿の謄本又は抄本

ウ 法令に基づき官公庁から送付を受けた許可書、認可書、承認書など

(2) 代理人であることの証明書

委任状

(3) 本人の証明書

次のアかイのどちらか

（※記載されている氏名及び住所又は居所が、開示請求書に記載の本人の氏名及び住所又は居所と同一であるものに限り。）

ア 次のうちから1種類

公の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書で氏名・住所・写真付きのもの
例 運転免許証 パスポート 在留カード 船員手帳 小型船舶操縦免許証
身体障害者手帳 各種資格の免状など

イ 次のうちから2種類

健康保険証・国民健康保険証などの被保険者証 国民年金・厚生年金の手帳か年金
証書 会社の社員証など（写真付き） 児童扶養手当などの証書 など
（※上記の書類から2種類の提示が難しい場合は事前にお問い合わせください。）

2 請求書を郵送して請求する場合

【法定代理人の場合】

上記1の(1)の書類 （ア又はイの書類の中から2種類） 及び(2)の書類（いずれも写し）を
同封してください。

【任意代理人の場合】

上記1の(1)の書類 （ア又はイの書類の中から2種類）、(2)の書類及び(3)の書類（(1)及
び(3)は写し）を同封してください。

(郵送先)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 ○○課

※ 開示請求書の持参者（社員など）の本人確認は行いません。

※ 分からないことがありましたら、次の部署にお問い合わせください。

- ・ 請求する公文書の担当課 代表電話099-224-1111
- ・ 市政情報コーナー 電話099-216-1129
- ・ 総務部総務課 電話099-216-1126